広域連携だより

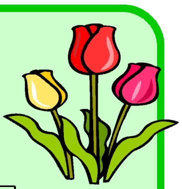

松江教育事務所管内　広域特別支援連携協議会　事務局　　第９号
〒 690-0011 松江市東津田町 1741-1　℡ 0852-32-5772　Fax 0852-32-5770　平成２９年３月発行

広域特別支援連携協議会は、文部科学省の特別支援教育体制整備の推進事業として各教育事務所ごとに設置されています。松江教育事務所では、特別支援教育に携わっていらっしゃる１１名の方に委員をお願いし、年２回の協議会を開催し、管内の特別支援教育の推進、充実を図るために情報交換や意見交換を行っています。また、幼稚（保）園や小・中学校・高等学校の先生方を対象とした特別支援教育研修会を行っています。この連携だよりでは、協議会と特別支援教育研修会の概要をお知らせいたします。

高等学校における 通級による指導の制度化 スタート

小・中学校で通級による指導を受けている児童、生徒数は年々増加しています。他方、高等学校では、これらの生徒に対する指導、支援は、通常の授業の範囲内での配慮や学校設定教科、科目等により実施されています。

今、「インクルーシブ教育システム」の理念も踏まえ、高等学校での特別支援教育の推進が求められています。また、高等学校においても小・中学校等からの学びの連続性を確保しつつ、障がいに応じた特別の指導を行えるようにする必要があります。こうしたニーズの高まりの中で、「高等学校における通級による指導の制度化」に向けて、平成２８年１２月に関係する省令及び告示の改正が公布され、平成３０年４月１日から施行されます、

【高等学校における通級による指導にかかる制度改正及び制度のポイント】
参考：文部科学省初等中等教育局特別支援教育課編集「特別支援教育」NO.63

省令の改正

★高等学校で障害に応じた特別の指導を行う必要がある者（＊１）を教育する場合、特別の教育課程によることができる。　＝　通級による指導を高等学校等においても実施できる。
（＊１）言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、ＬＤ、ＡＤＨＤ、肢体不自由、病弱及び身体虚弱

告示の改正

★障害に応じた特別の指導を高等学校の教育課程に加え、又は選択教科・科目の一部に替えることができる。
★障害に応じた特別の指導に係る習得単位数を、年間７単位（中学校の時数と同程度）を越えない範囲で卒業認定単位に含めることができる。
★小・中・高等学校における障害に応じた特別な指導の内容の規定の趣旨を明確にした。
＝　各教科の内容を取り扱う場合であっても障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とするものであること。

制度のポイント

★【制度設計の在り方】
・基本的な考え方は小・中学校と同様としつつ①教育課程の編成、②単位による履修・修得卒業認定制度、③必履修教科・科目等、④全日制、定時制及び通信制、といった高等学校における教育の特徴を十分に踏まえて制度を設定する必要がある。
★【対象となる障害の種類】　小・中学校等における通級による指導の対象（＊１）に同じ
★【指導内容】
・障害のある生徒が自立と社会参加を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための指導（特別支援学校の自立活動に相当）とする。

広域特別支援連携協議会

第１回開催　平成２８年８月　２日
第２回開催　平成２９年１月１８日

今年度の連携協議会は、昨年度に引き続き、「**一貫した支援体制のために～学校間でどうつないでいくか～**」というテーマのもと平成３０年度にスタートする「高等学校における通級による指導の制度化」について情報共有や意見交換を行いました。

第１回連携協議会では、島根県教育委員会特別支援教育課より島根県の小・中学校の通級による指導を受けている児童・生徒の状況や「高等学校における通級による指導の制度化」に向けて、現在進められている国や県の取組、今後の動きについて情報提供をしていただきました。

第２回連携協議会では、１２月８日に島根県立邇摩高等学校で開催された、「邇摩高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育」の研究成果発表大会に参加した事務局（松江教育事務所特別支援教育担当指導主事）から概要を情報提供しました。

邇摩高等学校の研究開発の柱は主に次の二つです。

①障がいに応じた特別の指導　＝　特別の教育課程を編成、実施
　個別に特別な教育課程を編成し「煌（きら）めく羅針盤」と呼ばれる自立活動を行う
②個々の能力・才能を伸ばす指導　＝　現行教育課程の基準の下での研究開発
　すべての生徒が「わかる」という実感が持てるよう「一斉授業の改善や工夫」を行う

＊詳細については、島根県立邇摩高等学校ＨＰ、文科省ＨＰ「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業成果報告書」をご覧ください。

【島根県の通級による指導を受けている児童・生徒数】

＊少子化で県全体の児童・生徒数は減少する中で通級による指導を受けている児童・生徒数は５年前より増加

【Ｈ２４】

障がい種	小学校	中学校	合　計
言語障がい	３０２	３４	３３６
自閉症	１３３	６５	１９８
情緒障がい	７１	３５	１０６
弱視	６	０	６
難聴	１３	２	１５
ＬＤ	７４	８３	１５７
ＡＤＨＤ	９１	４２	１３３
その他	６	２	７
合計	６９５	２６３	９５８

【Ｈ２８】

障がい種	小学校	中学校	合　計
言語障がい	２８６	２３	３０９
自閉症	１３１	６２	１９３
情緒障がい	８４	４６	１３０
弱視	３	０	３
難聴	１１	３	１４
ＬＤ	９０	８８	１７８
ＡＤＨＤ	１３７	５３	１９０
その他	３	６	９
合計	７４５	２８１	１０２６

【高等学校における特別支援教育の推進について　高等学校での取組】

【事業名】	【取組の概要】	【モデル校】
高等学校ソーシャルスキルトレーニングモデル事業 （島根県）	＊高等学校に在籍する発達障がいのある生徒（可能性のある場合も含む）に対して、ソーシャルスキルトレーニング（ＳＳＴ）を行うことで、社会性を身につけ学校生活をスムーズに送れるための支援方法について検証する。	第１期：H25・26 【県立松江工業高等学校定時制】 【県立浜田商業高等学校】 第２期：H27・28 【県立出雲高等学校】
「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育」モデル事業 （文部科学省委託事業）	＊障がいの状態の改善又は克服を目的とする自立活動等について、高等学校においても実施できるよう「特別の教育課程」の編成に関する研究とともに、障がいのある生徒の主体的な取組を支援するという視点に立ち、その持てる力を高めるよう、教科指導等を通した個々の能力・才能を伸ばす指導の充実に関する研究を実施し、高等学校における特別支援教育の充実を図る。	H26 ～ H28 【県立邇摩高等学校】

今年度開催した第１回、第２回の広域特別支援連携協議会では、「高等学校における通級による指導の制度化」に向けての情報提供をもとに意見交換を行いました。委員の方の発言の一部を紹介いたします。

★言語指導は通級担当者がするのがよいと思うが、発達障がい傾向の子どもは日常全てを見て支えていかなければならない。その子の日々のことを知っている教員が行うのがよい。邇摩高校は、自校の教員が通級指導の担当をしているのでうらやましい。通級指導教室設置校ならよいが、巡回指導では日々のその子の様子が見られない。通級指導では心の育ちを支えていく。個を支えながら周りも見ていくバランスが必要。校内通級のシステムがあると一番よい。

★高校の通級はよいことだと思うし必要だとも感じる。コミュニケーション力、自分の居場所があること、自分が安心していられる場所を小さい時から確保していくこと、それが高校の通級による指導の制度につながっていくとよい。

★自立を目指す上で小・中学校から高校へのつなぎが難しい。学力的には問題はないが、生きにくさのある生徒をどう高校で支えていくか。

★小・中学校では支援のための人の配置がある。授業の中でユニバーサルデザインの考えや学び方に特性のある子どもへの支援を行っているが高校の支援につながっていない。

★小学校から通級を始めた子はスムーズ。中学校から始めた生徒はずっとできなさを感じてきていてスキルトレーニング的な指導は難しい。まずは気持ちの受けとめから行っている。

★小・中学校の教員は「通級指導教室」を知っているが、具体的に通級でどんな指導が行われているかわかっていない教員もいるのではないか。

★高校では講義形式で板書が中心の授業が多いが、ＩＣＴ活用、チョークの色などの配慮が見られるようになってきた。

★授業改善という言葉が高校で使われるようになってきた。通級による指導の制度化がきっかけとなり高校の授業改善につながるとよい。

★中学校で通級を利用していた生徒で特別支援学校高等部に入学してくる生徒もいる。自分で支援学校を選択して入学した生徒もいれば、「ここ（支援学校）は自分のいる学校ではない」と入学後進路変更をする生徒もいる。中学校では自分の得手不得手がわかり、自己決定できる力を育ててほしい。先を見据えた支援が大切である。

★国が高校の通級を制度化することを嬉しく思う。今後、高校の教員が通級による指導を理解し、担当者だけでなく他の教員にどう広がっていくかが大切である。

専門家チーム会議・巡回相談

専門家チーム会議は、管内の学校等に対して、障がいのある幼児・児童・生徒への相談支援を行うために各教育事務所ごとに設置されている相談支援チームです。今年度は、医師、教育、福祉等の専門性の高い１０名の方に委員兼巡回相談員をお願いしています。学校からの要請により、市教育委員会等から申請されたケースについて①ＬＤであるか否かの判断について、②望ましい教育的対応について、専門家チーム会議を開いて協議を行い意見を出します。今年度は各学校からの相談申請はありませんでした。

【平成２８年度　専門家チーム会議開催：平成２８年１２月１日（木）】

今年度の専門家チーム会議では相談ケースについての協議は行いませんでしたが島根県教育センター指導主事の委員から教育センターで行っている来所相談の概要について情報提供をしていただきました。最近の相談内容の傾向として、高等学校からの相談、保護者のみの相談や他の相談機関との併用をしているケース、背景が複雑なケースが増えていることが紹介されました。

＊ 障がいの「がい」の字は引用文等においては漢字で表記している場合があります。
＊【通級による指導】は学校教育法施行規則第１４０条及び第１４１条に基づき行われています。

特別支援教育研修会　平成29年2月2日開催

テーマ:障がいのある児童・生徒の自立と社会参加をめざして

子どもたちの将来の自立と社会参加に向けて、どんな力が必要なのか。その力を育てるためには、それぞれのライフステージごとにどんな取組や支援を行えばよいのか。またその支援を教育から就労や福祉へどうつなげていけばよいのか。東部発達障害者支援センター（ウイッシュ）で主に青年期の発達障がいの方の相談、支援に携わっていらっしゃる石橋美恵子センター長に講演していただきました。

今回の研修会には約５０名の幼稚園から高等学校まで校種や職種も様々な方の参加がありました。石橋先生は、特別支援教育での豊富な経験を基に幼児期から思春期、就労期まで幅広く、具体的な事例を交えながら話してくださいました。その一言一言から多くのことを学ぶことができました。

講演

障がいのある児童・生徒の自立と社会参加をめざして

「みんなちがうから　おもしろい　十人十色　それぞれの　自分色」

講師　島根県東部発達障害者支援センター センター長 石橋美恵子先生

講演の概要:レジュメより

★発達障がいについて
発達障がいの特性は「ひときわ大きい個性」

★思春期の発達障がい
思春期「特有」の悩みを理解する

★こんな様子が気になったら
独特な言動は子どもたちからのメッセージ

★理解する・寄り添う
欠かせない保護者との連携・協力

★ちょっことあれこれ
共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築
キャリア発達を支援する教育

参加者の感想　（一部抜粋）

★特性のある子どもをまず理解することが大切だと感じました。「何でだろう」「何でこんなことするの」といらいらしてしまうことばかりでしたが、子どもの背景を考え、どのように支援すればよいのかを考えていくことが大切だと気づくことができました。　【幼稚園】

★豊富な体験から次々と具体的な実践例等を話していただき大変参考になりました。先生の熱いパワーを感じることができ、講演を聞いて良かったなあと思いました。十人十色、子どもの個性の色を大切にしながらがんばっていきたいと思います。【小学校】

★生徒を変えるのではなく、教員が変わらなければならないと改めて感じました。生徒の主体性を尊重した授業を、と思いながらも気づかない間に教員主体の授業になっていたのではないかと反省しました。これからは、生徒の将来も考えて「根」を育てる授業をしていきたいです。【中学校】

★今の姿だけでなく社会自立に向けてどう支援していくかを考えていかなくてはならないと改めて感じました。自己肯定感を高め、自己理解に向かうことはとても時間がかかりますが最も身近にいる私たちが、本人、保護者と共に取り組んでいかなければならない課題だと思いました。【高校】

★今日の話の中で一貫して伝えておられたキーワード「早期からの支援」「自己肯定感を高める（ほめて育てる)」「本人の主体性（自己決定、自己選択、自己実現)」「自立（社会参加)」「信頼関係（共感的理解)」がぶれることがないので説得力がありました。一番現場の先生に伝えたい話だと思いました。【行政】